

社会を明るくする運動 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力」

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人々への更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で73回目を迎えます。

町では、保護司会などの関係団体などにより組織した「大磯町「社会を明るくする運動」推進委員会」を組織し、この運動を推進しています。

7月は

「社会を明るくする運動」

「強調月間・再犯防止啓発月間」です。

「更生保護の日」である7月1日からの1か月間は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっています。

7月3日(月)には、大磯駅や町内店舗等での街頭啓発活動を実施します。

更生保護の担い手

■保護司■

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。「保護観察」を受けることになった人への助言や指導、生活の見守りのほか、犯罪予防活動に取り組んでいます。

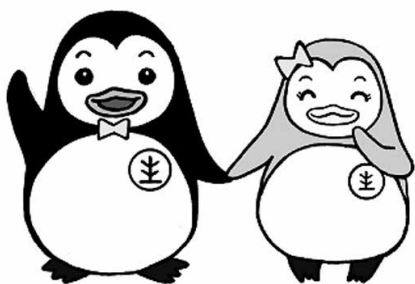
■更生保護女性会■

女性としての立場から、地域の犯罪や非行の予防の活動・青少年の健全な育成・更生保護事業に協力することを目的とするボランティア団体です。

問 「社会を明るくする運動」

推進委員会(福祉課内)

☎内線303



更生ペンギンの
ホゴちゃん・サラちゃん

夏の交通事故防止運動実施

7月11日～20日の10日間、夏の交通事故防止運動が行われます。

夏を楽しく安全に過ごすためにも、一人ひとりが交通安全意識を高く持ち、「交通ルールを守って 夏を楽しく安全に」をスローガンに、交通事故を防止しましょう。

○長距離運転の際は、無理のない計画をたて、適度に休憩をとるなど、体調維持に努めましょう。

○家族で身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合しましょう。

○高齢運転者は、加齢に伴う身体機能・認知機能の変化を認識し、ゆとりのある運転を心がけましょう。

○自転車が行き交える歩道でも、必ず歩行者等の安全を確保しましょう。

○二輪車を運転するときは、ヘルメットやプロテクターを正しく着用し、夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

問 町民課

☎内線237

ちよっと待って！ それは「ごみ」の収集に出しているもの？

皆さんが各家庭から出した「ごみ」の中には、町で処理することができないものが含まれている場合があります。

「充電式電池(二次電池)」や「炭酸ガスボンベ」などがこれらの例として挙げられます。これらの「ごみ」は、「ごみ」の収集・処理時に発火・爆発する危険性があります。

「ごみ」処理施設やごみ収集車で火災事故が発生すると、危険だけでなく、施設の休止やその後の収集業務に多大な影響をきたし、円滑なごみ処理ができなくなってしまうます。

一人ひとりが、分別に対する意識をもって、適切な処理をするよう、皆さんのご協力をお願いします。

◎充電式電池(二次電池)

【対象となる主な家電製品】

- ・モバイルバッテリー
- ・デジタルカメラ
- ・携帯ゲーム機
- ・加熱式たばこ
- など

【処分方法】

町では、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池などは、家庭ごみとして収集していません。

購入された販売店にお問合せいただくか、リサイクル協力店

にお持ち込みください。

※リサイクル協力店へお持ち込みいただく際には、+極と-極をテープで絶縁してください。

【回収協力店】

一般社団法人JBRRCのホームページで検索できます。
(<http://www.jbrcc.com/>)

◎炭酸ガスボンベ(シリンダー)

炭酸ガスボンベの一部製品は、法律により高圧ガス製品となり、製造・販売を行った事業者が処理をする責任があります。また、高硬度の金属でできています。そのため、町では処理することができません。

【処分方法】

不燃ごみや空き缶類のごみの日に出しても回収はできません。炭酸ガスボンベを処分する場合は、販売先や製造元に「ご相談・返却してください」。



▲炭酸ガスボンベの例

問 美化センター・環境課

☎(72)4438